

【報告】社会的割引率の見直し

これまで公共事業において適用されてきた社会的割引率4%の適用の妥当性について議論
議論を踏まえ、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」(改定案)を検討

●主な議論

- 過去との比較・継続性の観点から、社会的割引率を4%として維持することは妥当。
- 社会的割引率は頻繁に変えるべきではないものの、状況の変化に応じて適切な見直しを行うことも必要。
- 4%の社会的割引率は当時の情勢等から決めたことなので、時代にそぐわないのも事実。制度策定から20年経ち、4%が固定観念化してしまったことが問題。
- 理論面の課題と運用面の課題の2段階の間がある。理論的にはRamsey式に基づく設定(時間選好率)の考え方もあるが、パラメータの設定が難しいので、これまで実際の運用としては、市場金利(資本の機会費用)を用いるという考え方を採用。
- 社会的割引率は変動するものと考えなければならず、感度分析の対象要因に変容。
- 社会的割引率は継続性のため4%は残すべき、実情と合っていないという両方の意見があることから、複数の社会的割引率のB/Cの併記を提案。等

(令和5年度第2回公共事業評価手法研究委員会(R5.6.22)資料から抜粋)

●論点と対応方針(案)

| 論点 | 対応方針(案) |
|------------|---|
| ①算出手法 | <ul style="list-style-type: none"> 従前より資本の機会費用の考え方を適用し、客観性の高い国債実質利回りを参考値として設定してきたこと 社会的時間選好を用いる考え方(Ramsey式)の適用に関する知見の蓄積が十分でないことなどから、引き続き、資本の機会費用の考え方を採用。 なお、社会的時間選好についても、今後の研究動向等を注視。 |
| ②見直しのタイミング | これまで実施されてきた事業評価の結果との比較や継続性の観点から、引き続き4%を適用。最新の社会経済情勢等の反映は、新たに参考比較をするための値を設定することで対応。 |
| ③水準 | 参考比較の値として、国債の実質利回りより、 <ul style="list-style-type: none"> 過去20年(平成15年～令和4年(2003年～2022年))の<u>平均値(0.96%)を踏まえ1%</u> 過去30年(平成5年～令和4年(1993年～2022年))の<u>平均値(1.58%)を踏まえ2%</u> を標準とする。 |
| ④不確実性への対応 | 社会経済情勢等の(大きな)変化に対しては、参考比較をするための値の設定により対応。 |

●技術指針の改定方針(案)

- 社会的割引率は、全事業において当面4%を適用する。
- ただし最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のための参考とすべき値を設定してもよい。
- 社会的割引率の設定については、今後の研究事例等を参考にしながら、必要に応じてその見直しを行う。

(社会的割引率の考え方)

- 4%については、平成16年(2004年)の本技術指針策定時における過去複数年にわたる国債等の実質利回りを参考値として設定。
- 社会的割引率については、参考値として用いられている国債等の実質利回りが物価等の影響を受け変動することや、諸外国において社会的時間選好に関する研究の蓄積等により社会的割引率の設定が変更されていること等、最新の社会経済情勢等を踏まえ、参考比較のための値を設定してもよい。その値の適用は設定時点以降とする。
- 参考比較のための値は平成15年(2003年)～令和4年(2022年)の期間の国債の実質利回りを踏まえた1%、及び、平成5年(1993年)～令和4年(2022年)の期間の国債の実質利回りを踏まえた2%を標準とし、令和5年度(2023年度)以降に適用する。

(赤字は現技術指針からの変更部分)